

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 220

処 分 名	温泉利用の許可を受けた者の相続承認	
処 分 の 概 要	許可を受けた者が死亡した場合には、申請により承認を受けた相続人が、許可を受けた者の地位を承継する。	
根 拠 法 令 名	温泉法(昭和23年法律第125号)	
条 項	第17条第1項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判 断 基 準	<p>温泉法第17条第1項に該当する者の申請で、同条第3項により、第15条第2項第1号及び第2号に該当しないことを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 温泉法 (温泉の利用の許可を受けた者の相続) 第十七条 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。 3 第四条第二項及び第十五条第二項(第三号に係る部分を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>第四条第二項 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。</p> <p>第十五条第二項 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第三十一条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>第三十一条第一項 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。 三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。